「平和と人権」市民ネットワーク情報 N017-10

事務局発行(℡ 0557-45-1182) http://peaceito.moo.jp 2017.10/30

安倍九条加憲とわたしたちの活動

◆手元に三つの新聞記事があります（朝日）。日付順に見出しを追うと…

・9/20 付「自民『9 条に自衛隊』公約」

・10/17 付「憲法 9 条改正案、国会提示　自民勝利なら年内も」

・10/24 付「悲願の改憲　勇む首相」

改憲の推進力を得るため、解散に打って出た安倍首相の目論見は当ったようです。首相の思惑と今後の動きを素人予測しました…

①改憲の本命は、憲法 9 条に自衛隊を明記すること。他の条項は他党を引き込むアメにすぎない。

②改憲条文は自公で調整し、出来れば年内に衆・参の憲法審査会に提出する。その際、公明党の賛成を得るため、自衛隊の文民統制を明記した条文案となるだろう。

③来年の通常国会(～6 月頃、会期延長もあり)で、衆・参それぞれの 2/3 の議員の賛成で改正案が発議される。

④発議後、60 日～180 日の間に国民投票が実施される。その時期は来年末あたりか。

このスケジュール通りに事は運ばないでしょう。②の自公の年内調整は無理です。が、これまでと同様、公明党は最後には妥協するでしょう。③については野党第一党の立憲民主党の賛成が得られなくても、自公・維新・希望の数の力で発議を成立させるものと思われます。来年 9 月の自民党総裁選で安倍晋三は 9 条改正を叫び 3 選を期すでしょう。最後のハードルが④の国民投票です。改憲に賛成する新議員が 8 割を超える一方、世論調査では、自衛隊明記に**賛成：36%、反対：45%**となっています(朝日 10/24 付)。議会は**民意を反映していない**のです。勝負はこれからです。そのために何が必要でしょうか。

◆「市民ネットワーク」は「軍事力に頼らない平和の構築」を基本理念に掲げています(規約 3 条)。憲法の平和主義を擁護することは発足の精神です。自衛隊を憲法に書き込むことは、「憲法の平和主義」を破壊する企てであり、改憲を阻止するためにできる限りの活動をしていきたいと思っています。賛同者の皆様の力添えをお願いします。当面、「市民ネットワーク」は以下の活動を行っていきます。

(1)「安倍 9 条改憲 NO！全国市民アクション」の呼びかけに応え、伊東で「3000 万署名」に取り組みます。署名用紙は「ネットワーク情報 17-9」でお送りしてあります。署名欄が埋まりましたら、後述の「憲法、ミニ学習会」の折にお持ちいただくか、事務局(〒414-0044　伊東市川奈 1365-7、三好康昭行き)宛に郵送していただくか、市街地にお住まいの方は文泉堂書店(☎ 37-2970)さんにお渡しください。

(2)市内のコミセンを単位に、「憲法、ミニ学習会」を継続して開催していきます。自衛隊を憲法に書き込むことが、憲法と日本の社会にどんな影響を与えるかを学習します。第一回は川奈で開きます。詳しくは同封(or 添付)のチラシをご覧ください。会場は駐車場が狭いので、相乗りされるか、川奈

駅前に駐車し歩いてお越しください。徒歩 5 分です。

なお、チラシに主催を「9 条改憲 NO！伊東市民アクション」と書きました。3000 万署名の呼びかけ団体に呼応して仮に付けた名前で、実際は「総がかり行動　伊東連絡会」と「市民ネットワーク」が共催で開きます。仮の名前ですが、憲法改正国民投票を見据えたとき、幅広い市民が結集するセクターが必要ではないか、という問題意識もあります。どんな組織を立ち上げるかは、今後の課題です。

(3)来年 2 月 25 日(土)、山内敏弘先生を講師に「憲法講演会」を開きます。山内先生は一ツ橋大学名誉教授で、全国「九条の会」の世話人です。9 条加憲の意味を明解に説明してくださるでしょう。会場は「ひぐらし会館」大ホール。詳しくは追ってチラシで連絡いたします。

◆いよいよ正念場にさし掛かってきた、という思いです。改憲派は金と権力を握っています。私たちにあるのは一人一人の志です。金と権力はなくても、志の強さでは決して負けません。一人の市民の力は微力ですが、同じ思いを持った人たちの力を集め広げ、「無力な市民の強い力」(坂本義和)を作っていきたいと念じています。一緒に声を上げましょう。　　(文責　三好康昭)

関連情報　**11 月 3 日、「安倍九条改憲 NO！全国市民アクション」による**

国会包囲大行動　14 時 00 分　START　、15 時 30 分　終了予定

寄稿　　総選挙（10/22）雑感　　10/28　戸田　斉

今回の衆議院議員選挙は異例？づくめの選挙だった。結果と日本の近未来を含めて、後世の人達はこれをどのように評価するのだろうか。始めに総理大臣により解散の意向が示され、それが閣議決定を経て内閣の助言と承認に基づき、国事行為として天皇が解散の詔書を発する形で結局衆議院は解散せしめられたことになっている。この過程を見ると恰も世に所謂解散は総理大臣の専権事項とされていて、余り問題視されていないかの如くである、若しくは当たり前のように思われているようだ。憲法の規定は国事行為としての解散事項に触れているにすぎず、実質（上）の解散権が総理大臣若しくは内閣に属しているなどとはどこにも触れていない。国会で内閣信任案が否決されるか不信任案が可決された場合以外は。こんな事が認められるならば、憲法 7 条の 1 項には「憲法改正」とも書かれているのだから、憲法改正だって出来てしまうことになる。しかし誰もそれを言う者はいないようだ。多分憲法改正については国民投票を経るようにと別に定めているからなのだろうが、解散についても同じように条項を設けているのである。しかし改正についてはその章を設けているが、解散は内閣の章の中に、内閣の信任・不信任に伴う内閣の総辞職の反面効果のように、衆議院が解散されない限り内閣は総辞職すると、重点の置きどころが違うように読める。ではこのケースの衆議院はどのようにして解散するのか、議院自身が決めるのか、内閣（政府）が決めるのか、内閣だとすると内閣の信任、不信任の議案は衆議院にとっては、自分の首を賭けてこの議案に臨むことに

なるが、それは衆議院は自ら解散できるとする考え方、見方に道を開く事になる。いずれにしても一旦解散すると議員は全員即失職することになるので、今回のように総理大臣自身の保身・自己都合解散などと云われると失職する羽目になる議員にとっては、堪ったものではなくなるのでは？４年という任期も内閣の総辞職か、衆議院の解散かとの場面であれば残った任期を失うのも覚悟の上、それを取って付けたような解散事由を振り回されての解散は憲法違反で無効、依って議員歳費を失う謂われはないとの訴訟を起こしてくれる議員さんはいないのでしょうか、と高名な評論家が期待感を込めて書いておられるのを読まれた方も結構いらっしゃるのでは？ところが昨今に限らず昔から最高裁判所のお偉方裁判官は、高度に政治的な事項は裁判に馴染まず（統治行為論）とかの理屈を発明して門前払いする習わしにおなりで、取合おうとされない。刑事事件だと場合によっては死刑判決（無実の場合さえもある）で人の命を絶つのは OK なのに、政治事件では理屈を付けて判断することもなく、結果的には政権側に寄り添う判決を下す。政治の右・左と人の命、私は人の命を大事にしたい。何故なら政治は人間のより良い生活を目指すものである筈だから。かくして結局は国民一人一人の判断の問題に行きつく。つまりは民主主義の深まりの度合いの問題なのだ。この期に及んで山口県の選挙区の人は安倍一強に貴重な１票を投じた。その先に何が待っているのかよく考えもせず、考えられもせず、そして彼の父方のお祖父さんが戦前どれほど国民の生活と平和な地域・国を目指し頑張っていたかなど知ろうともせず、ひたすら軍拡に走り、米に追随するその孫に大切な１票を棄てる。まだまだ決して油断は出来ないが、全国のあちこちから静かだが、大きなうねりとなって蠢いているものが見える、突き動かしつつあるのは我々一人一人の国民のうねりでなくてなんなのか。そんなことを感じながら筆を擱きます。

八幡野メガソーラーの今

反対する団体の連絡協議会が結成！未だ審査中は変わらず・・

重岡　秀子

八幡野に建設予定のメガソーラーは５月の市長選で両候補が、反対を公約にかかげ、当選した小野市長は白紙撤回を表明。また市議会も全会一致で反対決議を挙げた。このような反対運動の体制は全国でも珍しいそうだ。しかし、計画を中止させることができた例が少ないことも事実で予断は許さない。

市民の運動も「伊東メガソーラー建設の中止を求める会」や漁協・ダイバーズ協会を中心とした「伊豆高原メガソーラーパーク発電所から海を守る会」などを中心に展開されてきたが、８月末には分譲地自治会や他団体なども含めた連絡協議会ができた。ぜひそれぞれの力を生かし活動を広げていきたい。

現状については①市段階で宅造法（主に土地造成にかかわり、切り土、盛り土の基準が守られているか）や森林伐採後の雨水の処理として、まず調整池に溜め、八幡野川に流すという計画から調整池の適正さや、水量の調整などについての審査が続いている。

②県段階では森林法の審査が行われるが、これは主に森林伐採後の治水など安全性の確保について審査される。ここでは最終的に学識経験者も含めた森林審議会で審議され、知事の許可が降りれ

ば工事が着工される。県での審査は大きな進展がないと聞くが、連絡協議会による県への要請行動などが重要となってくると思う。その他資源エネルギー庁の FIT 法による事業計画の認定や建設予定地内の市道の付け替え問題など、いくつかのハードルはあるが、市当局は、時間は掛かっても事業者が断念しないかぎり、現在の法律ではなかなか建設を止めるのは難しいと考えている。しかし、最近の気象変動の状況を考えると、４３ヘクタールもの森林伐採の危険性は計り知れない。また認可を受けて建設中の施設から、大雨の後などに土砂が流れだし、地域住民に被害を与えている状況もいくつか生まれている。更に伊東市には他のメガソーラー建設計画もあり、やはり、独自の規制が必要ということで、市としても条例制定の検討会が動き始めたそうだ。また市民サイドでも１２月議会に向けての条例制定の請願活動をしようと研究が始まっている。ぜひ建設を中止させるまで、今後も皆さんのご協力をお願いしたい。

荻コミセン、情報交換会のお知らせ

【日時】 2017 年 11 月 11 日（土） 18 時 30 分～20 時 30 分
【場所】 生涯学習センター荻会館（伊東市荻 226-1 Tel. 0557-36-8410）
【内容】 第１部 メガソーラー建設計画とその問題点
第２部 事業申請の進捗状況
【主催】 伊東メガソーラー建設の中止を求める会

「浜岡原発の再稼働を許さない１１・１９ひまわり集会」があります

（チラシ参照）

浜岡の原子炉建屋の下を走る断層が活断層である疑いが指摘されはじめ、「世界一危険な原発」の様相を呈してきました。県内外に広がる数多の「原発ＮＯ」の声を、「浜岡原発の再稼働に反対する」の一点でつなぐべく、下記の日程で「１１・１９ひまわり集会」が開催されます。あなたもご一緒に参加しませんか？

１．日　　時　　**１１月１９日（日）　１３時００分開会**
１２時３０分～　アトラクション
１３時００分～　集会開会
１４時００分～　市内パレード

２．場　　所　　**駿府城公園・東御門前広場（静岡市葵区）**

現地集合です。弁当等の用意はありませんので各自昼食を食べてご参加ください。